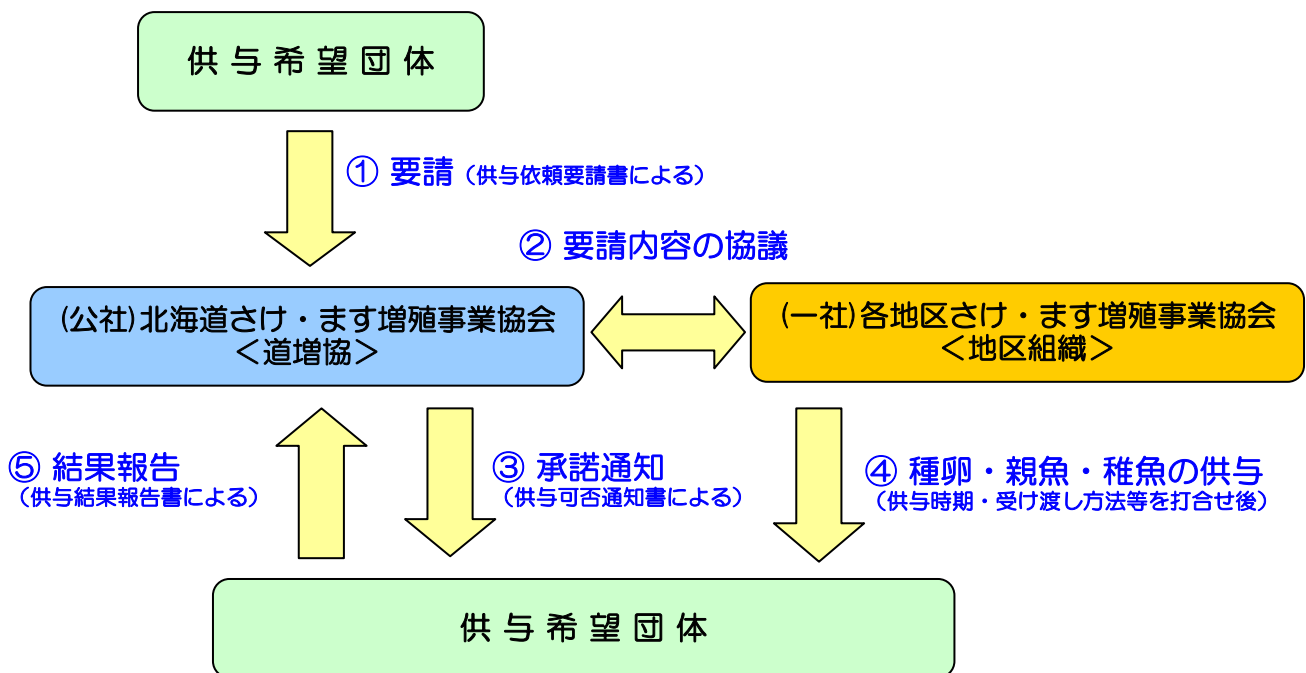


## 供与の要請及び実施に関する要領



① 供与希望団体は「さけ・ます種卵等の供与に関する取扱（要請の方法等）」に基づき、道増協に文書で要請する。

※ 新規で要請される場合、供与依頼要請書の提出の前に当協会に要請内容をお知らせください。

② 道増協は要請内容について取扱に基づき確認し、関係する地区組織と協議する。

③ 道増協は地区組織の承諾を確認し、供与希望団体に通知する。

④ 地区組織は供与時期・受け渡し方法等について供与希望団体と打合せをし、種卵等を供与する。

⑤ 供与希望団体は供与後の活用結果（展示・放流等）を道増協に報告する。